

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例

(兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第25号)の一部を次のように改正する。

第14条第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第16条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(令和6年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(第16条第1項第2号及び第3号の改正規定に限る。)は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第16条第1項第2号及び第3号の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。